

国における司令塔機能の強化

1. 国家公安委員会への総合調整権限の付与

令和5年10月1日から、国家公安委員会が、犯罪被害者等施策の全体を俯瞰しつつ、施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行う（令和5年9月26日閣議決定）

2. 犯罪被害者等施策推進課の新設

令和5年10月1日、長官官房に犯罪被害者等施策推進課を新設

3. 関係府省庁連絡会議・WGの設置、開催

推進会議決定を受け、施策の点検・検証・評価のため、新たに関係府省庁連絡会議・WGを設置、開催

関係府省庁連絡会議

【所掌事務】

- 犯罪被害者等施策の進捗状況の点検・検証・評価
- 犯罪被害者等施策推進に当たっての関係府省庁間の緊密な連携・協力の確保

【組織】

議長：**国家公安委員会委員長**

構成員：関係行政機関の局長級職員

警察庁・内閣府・こども家庭庁・総務省・法務省・
文部科学省・厚生労働省・国土交通省

ワーキンググループ

議長：**警察庁長官官房審議官**

構成員：関係行政機関の課長級職員

【開催状況】

関係府省庁連絡会議

- 第1回：令和5年7月20日
- 第2回：令和6年1月17日
- 第3回：令和6年5月10日

ワーキンググループ

- 第1回：令和5年9月29日
- 第2回：令和5年12月8日

【主な議事】

- ・推進会議決定に基づく取組の進捗状況
- ・第4次基本計画に基づく施策の進捗状況 等